

事業計画の概要

特別管理産業廃棄物収集運搬業	
北海道	札幌市
事業の全体計画 排出事業者より指示された処理施設への運搬を行います。発生量の少ない廃棄物に対しては積替え保管施設を設置し、運搬効率の向上を図っています。	
廃棄物の種類ごとの運搬量	
<ul style="list-style-type: none"> ・廃油 . . . 0.5 t / 月 ・廃酸 . . . 0.5 t / 月 ・廃アルカリ . . . 0.5 t / 月 ・燃え殻 . . . 0.1 t / 月 ・ばいじん . . . 0.1 t / 月 ・感染性廃棄物 . . . 70 m³ / 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油 . . . 0.1 t / 月 ・廃酸 . . . 0.1 t / 月 ・廃アルカリ . . . 0.1 t / 月 ・感染性廃棄物 . . . 10 m³ / 月
収集運搬の具体的な計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・車両ごとの用途 バッテリー類はキャブオーバー、塵芥車、ダンプ、セミトレーラ、バン、冷凍冷蔵車で運搬を行います。 ・収集運搬業務を行う時間 8:00~17:00 ・休業日 第2第3土曜日、日曜祝日 	
従業員の内訳（2017年4月1日現在）	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は申請者の登記上の役員 . . . 10人 ・令第6条の10に規定する使用人 . . . 5人 ・事務員 . . . 99人 ・運転手 . . . 50人 ・作業員 . . . 212人 ・その他 . . . 40人 <p style="text-align: center;">合計416人</p>	
環境保全上の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・運搬に際し講ずる具体的措置 シート、ネット、ロープ等を用いて飛散を防止します。悪臭が発生する事態は極めて稀であるため、特段の措置は講じません。悪路または住宅地の走行に際しては、粉じん、騒音、振動の発生防止に努めます。感染性廃棄物については、保冷機能または冷凍冷蔵機能を有した車台で運搬を行います。 ・積み替え又は保管施設において講ずる措置 屋内での保管を行い、保管基準に従い保管をします。 	